

1. 地方創生・まちづくり —機動的かつ柔軟な地域づくり—

	提案	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
1	<p><b>森林所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能とする見直し</b> (森林法、森林経営管理法)</p>	<p>福井市、高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、橋原町 (総務省、農林水産省)</p>	<p>地方公共団体が森林所有者等の氏名その他の地方税関係情報を内部利用することを可能とすることにより、森林法及び森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施が可能となり、森林の適切な経営管理に資する。 【法律改正】</p>
2	<p><b>町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止</b> (都市計画法)</p>	<p>酒々井町、全国町村会 (国土交通省)</p>	<p>町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議について、同意を廃止することにより、町村がより主体的に都市計画決定を行えるようになり、地域におけるまちづくりに資する。 【平成26年フォローアップ案件】 【法律改正】</p>
3	<p><b>特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化</b> (空家等対策の推進に関する特別措置法)</p>	<p>熊本市、指定都市市長会 (総務省、国土交通省)</p>	<p>代執行又は略式代執行により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについて、市区町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化し、市区町村に令和2年中に周知することにより、市区町村の円滑な空家等対策の実施に資する。 【周知等】</p>

# 令和元年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

## 1. 地方創生・まちづくり —機動的かつ柔軟な地域づくり—

	提案	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
4	<p><b>所有者不明空家に対する財産管理人選任申立ての活用促進</b> (空家等対策の推進に関する特別措置法)</p>	<p>指定都市市長会 (総務省、法務省、国土交通省)</p>	<p>空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市区町村が行った不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市区町村が果たす役割を明示しつつ、市区町村に令和2年中に周知することにより、市区町村の円滑な空家等対策の実施に資する。 【周知等】</p>
5	<p><b>乗用タクシーの営業区域の変更に係る協議手続きの明確化</b> (道路運送法)</p>	<p>五條市 (国土交通省)</p>	<p>地方運輸局長が定める一般乗用旅客自動車運送事業における営業区域の単位の変更については、地域公共交通会議における協議事項に含まれることを明確化し、地域の意見を反映させることにより、地域住民の生活に必要な旅客の利便の増進に資する。 【通達改正】</p>
6	<p><b>乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大</b> (道路運送法、貨物自動車運送事業法)</p>	<p>鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市 (国土交通省)</p>	<p>一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域について、新たに、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域（同法の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下同じ。）であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とすることにより、過疎地域における人流・物流サービスの持続可能性の確保に資する。 また、対象区域以外の区域については、当該区域を含む旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者に対する調査を実施の上、地方公共団体の意見や輸送の安全の確保及び利用者利益の保護が損なわれないかという観点を踏まえつつ、対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る。 【平成29年フォローアップ案件】 【通達改正】</p>

# 令和元年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

## 1. 地方創生・まちづくり —機動的かつ柔軟な地域づくり—

	提案	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
7	<b>災害に係る住家の被害認定における混構造住家の判定方法の明確化</b> (災害対策基本法)	苫小牧市 (内閣府)	木造と非木造の混構造の場合における住家の被害状況調査について、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを「主たる構造」の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知を行うこと等により、迅速かつ的確な罹災証明書の交付が可能となり、地方公共団体の事務の円滑化と被災者支援の強化に資する。 【通知等】
8	<b>地方公共団体の災害時における支出方法の運用改善</b> (地方自治法)	茅ヶ崎市 (内閣府、総務省)	災害時のやむを得ない場合において、地方公共団体の職員が緊急的に現金払を求められる場面等で、簡易な手続で必要な経費を速やかに支出できる方法を地方公共団体に通知することにより、迅速かつ円滑な災害対応に資する。 【通知等】
9	<b>試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲への出資の追加</b> (地方独立行政法人法)	神奈川県 (総務省)	試験研究を行う地方独立行政法人による出資を可能とすることにより、産学官連携が促進され、地域における当該法人の研究成果の社会実装及びイノベーション創出の活性化に資する。 【法律改正】

# 令和元年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

## 2. 子育て・医療・福祉 —地域の実情に合わせたサービス提供—

	提案	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
1	<p><b>里帰り出産等の際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化</b> (児童福祉法)</p>	<p>鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>里帰り出産等における一時預かり事業の実施について、里帰り先の市区町村の判断により、住所地市区町村の保育所等の退所を求めずに事業を実施することが可能であり、子ども・子育て支援交付金の対象にもなること等を明確化することで、子育て世帯のニーズに応じた一時預かり事業の実施が可能になる。 【通知改正等】</p>
2	<p><b>病児保育施設を整備する者の範囲に係る要件の緩和</b> (子ども・子育て支援整備交付金)</p>	<p>大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象に市区町村が認めた者（NPO法人等）を加えることで、多様な事業者の参画が可能となり、子育て世帯が働きながら子育てしやすい社会の実現に資する。 【通知改正】</p>
3	<p><b>社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和</b> (社会福祉法)</p>	<p>出雲市 (厚生労働省)</p>	<p>社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合に施設の用に供する不動産について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることを可能にすることで、放課後児童クラブの拡充に資する。 【通知改正】</p>

# 令和元年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

## 2. 子育て・医療・福祉 ー地域の実情に合わせたサービス提供ー

	提案	提案団体 (関係府省)	実現内容及び効果
4	居宅介護支援事業所の 管理者の資格要件に係 る経過措置延長 (介護保険法)	宮城県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、大阪市、 堺市、兵庫県、神戸市、 和歌山県、鳥取県、広島 県、広島市、徳島県、愛 媛県、関西広域連合、中 国地方知事会、沖縄県介 護保険広域連合 (厚生労働省)	指定居宅介護支援事業所における管理者要件に係る経過措置の期間については、社会保障審議会介護給付費分科会で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【P】
5	へき地の公立病院が看 護師等の派遣を受ける ことを可能とする見直 し (労働者派遣事業の適正な運 営の確保及び派遣労働者の保 護等に関する法律)	徳島県、滋賀県、京都府、 堺市、兵庫県、神戸市、 和歌山県、鳥取県、香川 県、高知県、関西広域連 合 (厚生労働省)	看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
6	特定地域型保育事業者 に対する「確認」の効 力の拡大 (子ども・子育て支援法)	豊中市、堺市、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取県、徳島 県、京都市、大阪市、神 戸市、関西広域連合、指 定都市市長会 (内閣府、厚生労働省)	特定地域型保育事業者について、確認に係る事業所の所在する市区町村の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市区町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市区町村の長による更なる確認は不要とする。これにより、事業者及び市町村の事務負担の軽減に資する。 【法律改正】

# 令和元年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

## 2. 子育て・医療・福祉 ー地域の実情に合わせたサービス提供ー

	提案	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
7	介護機関に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する見直し (生活保護法)	指定都市市長会 (厚生労働省)	生活保護法による指定介護機関について、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力を停止することにより、介護機関に対する処分の適正化及び手続の効率化が図られる。 【法律改正】

# 令和元年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

## 3. 地方分権改革の取組強化等 一国・地方の役割分担一

	提案	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
1	軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 (軌道法、鉄道事業法)	九州地方知事会 (国土交通省)	軌道法及び鉄道事業法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限のうち、指定都市に係るものについて、指定都市に移譲することで、業務の効率化に資するとともに、手続の迅速化により事業者の利便性が向上する。 【法律改正等】
2	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	熊本市 (経済産業省)	液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の仕事・権限について、効率的な行政運営や統一的な指導が可能となるよう、地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、指定都市へ移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	不動産鑑定士の登録等に係る都道府県経由事務の廃止 (不動産の鑑定評価に関する法律)	愛知県 (国土交通省)	不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の新規登録、変更登録、死亡等の届出及び登録の消除に係る都道府県経由事務について、廃止することにより、申請者等の利便性向上や都道府県の事務負担軽減に資する。 【法律改正】

# 令和元年の地方分権改革に関する「提案募集方式」の成果等（主なもの）

## 4. 各種手続や行政サービスの効率化

	提案	提案団体 (関係府省)	実現内容等及び効果
1	<b>生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し</b> (生活保護法)	船橋市 (厚生労働省)	生活保護費返還金等のコンビニ納付（私人委託）を可能とすることにより、債務者の利便性や債権の収納率の向上に資する。 <b>【法律改正】</b>
2	<b>医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出のオンライン化</b> (医師法、歯科医師法、薬剤師法)	千葉県 (厚生労働省)	医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出については、地方公共団体の事務負担軽減に資するよう、令和4年度の届出からのオンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	<b>身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付けの廃止</b> (身体障害者福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	各務原市 (内閣府、厚生労働省)	身体障害者手帳の破損等に係る再交付申請について、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とすることで、申請者及び地方公共団体の負担軽減に資する。 <b>【平成30年フォローアップ案件】</b> <b>【省令改正】</b>